

健生衛発0326第2号  
令和8年3月26日

各  
都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）

出張理容・出張美容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知。以下「要領」という。）、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）」（令和3年12月27日付け薬生衛発1227第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知。以下「課長通知」という。）等をお示しし、ご対応いただいているところですが、今般、当課において、都道府県等（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下同じ。）における出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況を別添のとおりとりまとめましたので、情報提供いたします。

都道府県等によっては、条例又は要綱等において出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所に限定していない場合や都道府県知事（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）への届出・承認の規定を設けていない場合もあるものと承知していますが、これまでも要領や課長通知でお示ししているとおり、他の都道府県等の条例等の例を参考にして条例又は要綱等を制定するなどにより、出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行っていただくようお願いします。

併せて、理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、都道府県等が理容師法（昭和23年法律第234号）又は美容師法（昭和32年法律第163号）に基づき、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、出張理容・出張美容の実施主体として適切であると考えられる旨申し添えます。

## 1. 調査概要

- 今般、政令で定める「特別の事業がある場合」の以下の判断基準について、各都道府県等の取組み状況を把握するため、条例等の制定状況にかかわる調査を実施。調査対象は157自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）。

- I 病気・障害・認知症・寝たきりなどの理由で来所困難な者
- II 介護や育児で来所困難な者
- III その他、条例で定めがある場合

## 2. 調査結果

### ○その他、条例で定めがある場合

#### I. 病気・障害・認知症・寝たきりなどの理由で来所困難な者

- ・社会福祉施設（その他これらに類する施設）の入所者 （141）
- ・障害者手帳の交付を受けている者 （2）
- ・病院及び診療所の入院患者 （1）
- ・障害や介護の通所事業者の通所者、特別支援学校の通学者 【知事等が特別な事情があると認めるとき】
- ・児童養護施設等を利用する（精神的・心理的な問題がある）児童 【知事等が特別な事情があると認めるとき】
- ・貧困等の理由により孤立・孤独で不安を抱える女性 【知事等が特別な事情があると認めるとき】
- ・認知症や記憶・意識障害等のため理美容所の椅子にじっと座ることができない者（理美容所において、施術を完了することが困難な者又は営業に支障を及ぼす可能性がある者） 【内規等】
- ・妊婦 【内規等】
- ・引きこもりや児童相談所の児童が精神的な理由等 【内規等】

#### II. 介護や育児で来所困難な者

- ・病院に入院しているがん患者の家族 （1）

#### III. その他

##### 1) 物理的に外出が困難な場合

- ・刑事収容施設の被収容者や被留置者 （58）
- ・停泊中の船舶の船員で上陸できない者 （20）
- ・出入国管理及び難民認定法に基づく入管収容施設 （1）

##### 2) 地理的環境で外出が困難な場合

- ・付近に理美容所のないへき地 （34）
- ・家族や地域社会の協力などによる移動手段を確保できない 【知事等が特別な事情があると認めるとき】

##### 3) イベント等

- ・演劇、演芸等に出演する者（出演直前） （91）
- ・知事が衛生上の確保がされていると個別に判断する単発の営利目的ではないイベントでヘアセットされる者 【知事等が特別な事情があると認めるとき】

##### 4) 災害

- ・災害等の発生により避難所に避難している者 （27）